

生活水準の向上等にふさわしいものとするべく今後引き上げるよう努めるとともに、所得制限の緩和に努力すること。

- 4 児童手当の支給の認定にあたっては、養育の実態に即した運用を行なうとともに、具体的な支払等にあた

っても受給者の便宜について配慮すること。

- 5 施政権返還後の沖縄に対する本法の適用が円滑に行なわれるよう諸般の措置を講ずること。
右決議する。

2 児童扶養手当・特別児童扶養手当

．2．1．社会保障制度審議会

児童扶養手当法の制定について

(36.2.23.)

昭和36年2月17日厚生省発企第4号をもって諮問のあった標記については下記の意見を付して了承する。

記

- 1 児童扶養手当の額を国民年金法による母子福祉年金と同額に引き上げる必要がある。
- 2 児童扶養手当支給に関する運営の大綱については、当審議会に諮らねたい。

．2．2．衆議院社会労働委員会

児童扶養手当法案に対する附帯決

議 (36.6.2.)

- 1 政府は、本制度の実施にあたっては、その原因のいかんを問わず、父と生計を同じくしていないすべての児童を対象として、児童扶養手当を支給するよう措置すること。
- 2 政府は、児童手当又は家族手当につき、世界の諸状勢を研究しながら将来これが実現につき努力すること。

(参議院社会労働委員会でも10月31日付でほぼ同様な附帯決議を行なっている)

．2．3．社会保障制度審議会

重度精神薄弱児扶養手当法案要綱

について (39.2.7.)

昭和39年2月7日厚生省発企第3号で諮問のあった標記について本審議会の意見は、次のとおりである。

記

本案は、これまでほとんど顧みられなかった面に一步を踏出したものとして、了承する。しかしながら、精神薄弱者対策全体の関係をどうとらえるか、施設収容との比重をどう配意するか等の基本的な考え方が不明瞭であって、いささか思いつきの観を免れない。また、給付も甚だ少額であり、支給条件もきびしく、単独法とすることはかなり疑問であり、むしろ児童扶養手当中にふくめ、今後本格的制度の確立を急ぎ、その際改めて単独法とするほうが適当と考えられる。

．2．4．衆議院社会労働委員会

重度精神薄弱児扶養手当法案に対

する附帯決議 (39.6.4.)

政府は、精神薄弱者対策の重要性並びにその著しく立ち遅れている現状にかんがみ、左の各項につき急速に実現する為、立法上行政上予算上の措置を強力に進めるべきである。

- 精薄者の発生の原因究明と予防並びに能力向上社会復帰のため、一貫した研究機関の充実をはかるとともにその他精薄者福祉のため万般の措置を講ずること。
- 一 精薄児および精薄者の施設を充実して、可及的速やかにいやしくも入所希望者が入所できいことのないよう措置すること。尚、養護学校および特殊学級の増設充実をはかると。

- 一 施設従事者および在宅指導者の養成および待遇の改善につき、最大の努力を払うこと。
- 一 精薄者を年金手当等の給付の支給対象とし、本法の手当については、対象の拡大、要件緩和、金額増加等抜本的改善につき検討すること。尚各種年金および年金制度の合理的な併給を行なうことにつき、検討を急

ぐこと。

- 一 精薄児施設に入所中のものが、20歳を越えても必要ある場合は引続き在所できるよう取計うこと。
(参議院社会労働委員会でも6月25日付でほぼ同様の附帯決議を行なっている)